

発議案第7号

北上市議会議員政治倫理条例

地方自治法第112条の規定に基づき、北上市議会議員政治倫理条例を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年12月20日提出

提出者 北上市議会議員 三宅 靖

賛成者 北上市議会議員 原 利 光

同 藤 原 常 雄

同 阿 部 眞希男

同 安 徳 壽美子

同 星 敦 子

提案理由

北上市議会議員の責務、政治倫理規準等を定めようとするものである。

北上市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、北上市議会基本条例（平成23年北上市条例第24号）第15条の規定に基づき、政治倫理の確立のため、北上市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の責務、政治倫理規準その他必要な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に係る権能と責務を深く自覚し、次条の政治倫理規準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、広く、かつ、高い識見を養うとともに、その品位の保持に努め、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に、率先して事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

(政治倫理規準)

第3条 議員は、次に掲げる事項（以下「政治倫理規準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為及びその職務に関し不正の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 議会の場において、自己又は親族等が営む事業に有利となる発言をしないこと。
- (4) 市が行う許可、認可その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関し、個人、特定の企業、団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に係る企業、団体及び事業主並びにそれらの後援団体から政治活動に関する寄附又は政治的若しくは道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (7) 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人を推薦し、又はこれらの人事に介入しないこと。
- (8) 暴力団その他の反社会的勢力を利用しないこと又は暴力団その他の反社会的勢力に関与しないこと。
- (9) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行

為をしないこと。

(10) 虚偽の事実や誹謗中傷の発言又は情報発信により、他人の名誉を毀損する行為をしないこと。

(11) 議員として職務上知り得た秘密を漏洩しないこと。

(12) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の選挙に関する法令で定める寄附、飲食物の供与その他不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

（兼業の報告義務）

第4条 議員は、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

(1) 主として収益事業を営む法人等

(2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等

(3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、自ら事業を営むことをやめたとき又は法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した兼業変更報告書を議長に提出しなければならない。

（請負の制限）

第5条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を遵守し、自ら事業を営むときは、市に対して請負（同条に規定する請負をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下である場合は、この限りでない。

（請負額の報告義務等）

第6条 議員は、前条ただし書きに規定する請負をしたときは、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における当該請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

- 2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。
- 3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。
- 4 第1項の規定による報告及び第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 5 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（審査の請求）

第7条 市民又は議員は、第3条の政治倫理規準又は前3条の規定に反する疑いがあると認められる議員に対し、事実を証する資料を添え、市民にあっては地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、議員にあって議員定数の12分の1以上の者の連署をもって議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

（審査会の設置等）

第8条 前条に規定する審査請求の審査のため、北上市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を会議に諮って設置する。

- 2 審査会の委員は6人以内とし、知識経験を有する者のうちから議長が議会運営委員会に諮って委嘱する。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めたときは、議員を審査会の委員に委嘱することが出来る。この場合において、審査会の委員に委嘱する議員の数は、2人までとする。
- 4 審査会の委員の任期は、当該事案の審査が終了したときまでとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の運営等）

第9条 議長は、審査請求があったときは、議会全員協議会（北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）別表に規定する議会全員協議会をいう。）に諮り、

審査会に当該審査請求に係る事案の審査について諮問する。

- 2 審査会は、前項の規定により諮問された事案に係る政治倫理規準等の違反の有無について審査を行う。
- 3 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員（以下「審査対象議員」という。）、審査請求した者その他関係人に対し、事情聴取等の必要な調査を行うことができる。
- 4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

（議員の協力義務等）

第10条 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求められたときは、これに従わなければならない。

- 2 審査対象議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

（審査結果の答申等）

第11条 審査会の委員長は、審査を終えたときは、その結果を文書により議長に答申しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による答申を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。
- 3 審査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。
- 4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその概要を公表しなければならない。

（議会の措置及び公表）

第12条 議会は、審査会の答申を尊重し、審査対象議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講じなければならない。

- 2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

（補則）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。